

重要事項説明書

1. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院 訪問看護ステーションあまね
介護保険指定事業者番号	2960890016
事業所所在地	奈良県御所市大字三室 20
管理者	前田啓恵
事業実施地域	御所市・葛城市 ※他の地域の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業所は、健康保険法・介護保険法に基づき、かかりつけ医師の指示のもとに、要介護状態または要支援状態の利用者様に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とします。
運営方針	利用者様の心身の特性の理解、意思の尊重、生活の質の確保と健康管理、日常生活動作の維持回復を行います。さらに人間としての尊厳を保ちながら、快適な在宅医療を送っていただけるように継続支援を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

管理者	1名
訪問看護師（管理者を含む）	4名
理学療法士等（非常勤）	3名

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (但し、第2・4土曜日、祝日、8/15、12/29～1/3は除く) <理学療法士等による訪問の場合> 月曜日～金曜日 (但し、祝日、8/15、12/29～1/3は除く)
営業時間	月曜～金曜は午前8時30分～午後4時30分まで 土曜日は午前8時30分～午後0時30分まで

(5) 事業所の管理体制と職務内容

管理者	看護師 前田啓恵
-----	----------

職	職務内容	人員数
管理職	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 	常 勤 1名
看護職	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受け取るとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護提供書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2. 主治医の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画書の変更を行います。 4. 利用者またはその後見人又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。 5. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者等に対し、適切な指導を行います。 6. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業所と連携を図ります。 7. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護サービスを提供します。 8. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 9. サービス提供記録は、サービス提供終了後から5年間保管します。 	常 勤 看護師：3名 非常勤 理学療法士等：3名

2. 提供するサービス内容（契約書第5条）

（1）提供するサービス内容について

サービス内容と種類	サービス内容
訪問看護計画書の作成	主治医の指示書または利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	<ul style="list-style-type: none">・健康相談（症状・全身状態の観察と助言）・日常生活の看護（清潔・排泄・褥瘡・食生活の助言・療養環境整備等）・リハビリテーション・治療促進のための看護（チューブ類の管理、服薬指導・管理）・療養生活や介護方法の助言・その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置や医療器具の管理・在宅終末期看護・認知症等の看護

（2）サービス提供時の注意事項

- ・リハビリテーションは、サービス開始から3ヵ月を目途とし、評価を行います。また、通所サービスが利用できるようになれば、訪問リハビリからの移行を提案します。
- ・悪天候や災害時（大雨・豪雨・積雪・台風・地震等）は、サービス時間の調整、変更や中止をさせて頂く場合がございます。

（3）看護職員の禁止行為について

看護職員はサービス提供に当たり、次の行為は行いません。

- ・利用者およびその後見人又は家族の金銭・預貯金通帳、証書、書類等の預かりや保管
- ・利用者およびその後見人又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・身体拘束および利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため、やむを得ない場合を除く）
- ・利用者およびその後見人又は家族に対して行う宗教、政治、営利活動、その他の迷惑行為

3. 利用料金について（契約書第7条及び11条）

- ・介護保険の場合、介護保険の割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。
（別紙1参照）
- ・健康保険の場合、法令の定めるところにより算出した額をお支払いいただきます。
（別紙2参照）
- ・その他の利用料（時間外、交通費並びに必要な医療物品等）については、下記料金表に基づきます。

交通費	利用者の居宅が、通常の実施地域を超えた場合、自費分を請求します。自動車の場合、ステーションから片道10km以上を500円とし、5km増すごとに100円を追加します。	
キャンセル料	サービス利用をキャンセルされる場合、連絡時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求します。	
	前日までの連絡	キャンセル料は不要
	当日の連絡や不在の場合	利用料金の全額

4. 緊急時の対応について（契約書第13条）

- ・緊急時に備えその対処方法を主治医、利用者およびその後見人又は家族と当訪問看護ステーションで確認し、サービス提供を開始します。
- ・当訪問看護ステーションは、緊急時に備え24時間連絡体制をとっております。
- ・訪問看護実施中に利用者の病状が急変した場合には、速やかに主治医に連絡をし、主治医の指示の下で適切な処置を講じます。尚、状況に応じて看護師の判断で救急搬送します。

5. 事故発生時の対応について（契約書第14条）

- ・利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡を行うとともに必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。また、利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償の責を負うものとします。

6. 秘密保持（契約書第12条）

- ・事業所および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその後見人又は家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。また、事業所は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を共有することにおいて本契約を同意したとみなします。

7. 虐待の防止（契約書第12条）

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 暴力への対応（契約書第9条）

ご利用者と共にサービス提供者の人権を守る観点から、暴力暴言・脅迫・セクシャルハラスメント等があった場合はサービスを中止する事があります。

9. 利用者の相談や苦情に対する体制について（契約書第18条）

提供した訪問看護サービスに係る利用者およびその後見人又は家族からの相談、苦情を受け付けるための窓口を設置し対応します。

ご相談窓口

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会御所病院 訪問看護ステーション あまね

電話：0745-62-3585

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・8/15・年末年始を除く）午前9時～午後4時

責任者：管理者 前田啓恵

奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係

電話：0744-29-8326

フリーダイヤル：0120-21-6899

御所市役所 高齢対策課 電話：0745-62-3001（代表）

ご利用料金表（要支援1・2の方の場合）

地域区部：7級地 1単位=10.21円

	時間	単位数	金額	負担額		
				1割	2割	3割
予防訪問看護費	20分未満	303	¥3,094	¥309	¥619	¥928
	30分未満	451	¥4,605	¥460	¥921	¥1,381
	30分～60分未満	794	¥8,107	¥811	¥1,621	¥2,432
	60分～90分未満	1,090	¥11,129	¥1,113	¥2,226	¥3,339
◎時間外加算						
早朝（午前6時～8時）		上記訪問看護費に対して25%の加算となります				
夜間（午後6時～10時）						
深夜（午後10時～午前6時）		上記訪問看護費に対して50%の加算となります				
◎その他の加算						
緊急時訪問看護加算 月1回		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838
初回加算（Ⅰ）退院退所日同日訪問		350	¥3,574	¥357	¥715	¥1,072
（Ⅱ）退院退所日以降訪問		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
特別管理加算（Ⅰ）月1回		500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
特別管理加算（Ⅱ）月1回		250	¥2,553	¥255	¥511	¥766
退院時共同指導加算 月1回		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838
長時訪問看護加算 1回につき		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
複数名訪問看護加算	30分未満	254	¥2,593	¥259	¥519	¥778
	（1回につき）30分以上	402	¥4,104	¥410	¥821	¥1,231
理学療法士等による訪問の場合	20分	284	¥2,900	¥290	¥580	¥870
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 訪問毎		6	¥61	¥6	¥12	¥18
看護体制強化加算（Ⅱ）月1回		100	¥1,021	¥102	¥204	¥306

※緊急時訪問看護加算について

- ・24時間対応を希望される方
- ・実際に緊急訪問をご利用にならなかった場合にも加算されます

※特別管理加算（Ⅰ）について

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けておられる方
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けておられる方
- ・気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している方

※特別管理加算（Ⅱ）について

- ・透析管理・在宅酸素・自己導尿などの指導管理を受けておられる方
- ・人工肛門や人工膀胱を造設されている方
- ・褥瘡がある方（真皮を超える状態）
- ・週3日以上、点滴が必要と判断された方

※理学療法士等の訪問について

- ・1回を20分とし、週6回を限度とします
- ・サービス提供体制加算は回数分となります

ご利用料金表（要介護1～5の方の場合）

地域区部：7級地 1単位=10.21円

	時間	単位数	金額	負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護費	20分未満	314	¥3,196	¥320	¥641	¥962
	30分未満	471	¥4,809	¥481	¥962	¥1,443
	30分～60分未満	823	¥8,403	¥840	¥1,681	¥2,521
	60分～90分未満	1,128	¥11,517	¥1,152	¥2,303	¥3,455
◎時間外加算						
早朝（午前6時～8時）		上記訪問看護費に対して25%の加算となります				
夜間（午後6時～10時）						
深夜（午後10時～午前6時）						
深夜（午後10時～午前6時）		上記訪問看護費に対して50%の加算となります				
◎その他の加算						
緊急時訪問加算 月1回		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838
初回加算（Ⅰ）退院退所日同日訪問		350	¥3,574	¥357	¥715	¥1,072
（Ⅱ）退院退所日以降訪問		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
特別管理加算（Ⅰ） 月1回		500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
特別管理加算（Ⅱ） 月1回		250	¥2,553	¥255	¥511	¥766
退院時共同指導加算		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838
ターミナルケア加算 死亡月		2,500	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658
長時間訪問看護加算 1回につき		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
複数名訪問看護加算 30分未満		254	¥2,593	¥259	¥519	¥778
（1回につき） 30分以上		402	¥4,104	¥410	¥821	¥1,231
理学療法士等による訪問の場合	20分	294	¥3,002	¥300	¥600	¥901
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）訪問毎		6	¥61	¥6	¥12	¥18
看護体制強化加算（Ⅱ）月1回		200	¥2,042	¥204	¥408	¥612

※緊急時訪問看護加算について

- ・24時間対応を希望される方
- ・実際に緊急訪問をご利用にならなかった場合にも加算されます

※特別管理加算（Ⅰ）について

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けておられる方
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けておられる方
- ・気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している方

※特別管理加算（Ⅱ）について

- ・透析管理・在宅酸素・自己導尿などの指導管理を受けておられる方
- ・人工肛門や人工膀胱を造設されている方
- ・褥瘡がある方（真皮を超える状態）
- ・週3日以上、点滴が必要と判断された方

※理学療法士等による訪問について

- ・1回を20分とし、週に6回を限度とします
- ・サービス提供体制加算は回数分となります

ご利用料金表（医療保険の方の場合）

訪問看護基本療養費【Ⅰ】	厚生労働大臣が定める疾病等は4日以上の訪問が認められる。	
週3日まで（訪問1回あたり）	¥5,550	
週4日以上（訪問1回あたり）	¥6,550	
訪問看護基本療養費【Ⅱ】	同一建物居住者への訪問看護（2名の場合）	
週3日まで（訪問1回あたり）	¥5,550	
週4日以上（訪問1回あたり）	¥6,550	
訪問看護基本療養費【Ⅲ】	外泊者への訪問看護。入院中に1回のみ。厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回	
	¥8,500	
◎時間外加算		
早朝（午前6時～8時）	¥2,100	
夜間（午後6時～10時）		
深夜（午後10時～午前6時）		
◎その他の加算		
訪問看護管理療養費（Ⅰ）	月始め初日	¥7,710
	2日目以降	¥3,010
24時間対応体制加算 月1回	¥6,800	
緊急訪問看護加算 訪問毎 （診療所・在宅支援病院からの指示）	月14日目まで	¥2,650
	月15日目以降	¥2,000
長時間訪問看護加算（90分以上）	¥5,200	
複数名訪問看護加算	¥4,500	
特別管理加算（Ⅰ） 月1回	¥5,000	
特別管理加算（Ⅱ） 月1回	¥2,500	
退院時共同指導加算	¥8,000	
特別管理指導加算	¥2,000	
退院支援指導加算（退院日に訪問した際、2回目以降の訪問時）	¥6,000	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 月2回まで	¥2,000	
看護・介護職員連携強化加算 月1回	¥2,500	
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回	¥50	
訪問看護情報提供療養費3 月1回	¥1,500	
ターミナルケア療養費1	¥25,000	
難病等複数回訪問看護加算	2回目	¥4,500
	3回目以上	¥8,000
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 月1回	¥1,830	
訪問看護物価対応料1 1日につき	月の初日	¥60
	月の2日目以降	¥20

※24 時間対応体制加算について

- ・ 24 時間対応を希望される場合に必要となります
- ・ 実際に緊急訪問をご利用にならなかった場合にも加算されます

※特別管理加算（Ⅰ）について

- ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けておられる方
- ・ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けておられる方
- ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けておられる方
- ・ 気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している方

※特別管理加算（Ⅱ）について

- ・ 透析管理・在宅酸素・自己導尿などの指導管理を受けておられる方
- ・ 人工肛門や人工膀胱を造設されている方
- ・ 褥瘡がある方（真皮を超える状態）
- ・ 週 3 日以上、点滴が必要と判断された方

※基本療養費Ⅰ・Ⅱについて

- ・ 理学療法士等の訪問の場合には、週 4 日以降も週 3 日までの料金が適応されます

精神科訪問看護

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで	30 分以上	¥5,550
		30 分未満	¥4,250
	週 4 日目以降	30 分以上	¥6,550
		30 分未満	¥5,100
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物居住者への訪問看護）	同一日 2 人		
	週 3 日目まで	30 分以上	¥5,550
		30 分未満	¥4,250
	週 4 日目まで	30 分以上	¥6,550
30 分未満		¥5,100	
精神科訪問看護療養費（Ⅳ） （外泊者への訪問看護）	入院中に 1 回 （別表 7,8 の利用者は入院中 2 回）		¥8,500
精神科緊急訪問看護加算 （診療所・在宅支援病院からの指示）		月 14 日目まで	¥2,650
		月 15 日目まで	¥2,000
長時間精神科訪問看護加算 （90 分以上、特別指示書、週 1 回のみ）		¥5,200	
精神科複数回訪問加算 （支援管理料 1 または 2 算定の方のみ）		2 回／以上	¥4,500
		3 回／以上	¥8,000

精神科重症患者支援管理連携加算 (月1回)	支援管理料2のイの場合	¥8,400
	支援管理料2のロの場合	¥5,800
複数名精神科訪問看護加算 (精神科訪問看護指示書に記載あり。30分未満の場合を除く)	1回/日の場合	¥4,500
	2回/日の場合	¥9,000
	3回/日以上の場合	¥14,500

次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険に変更となります。

(1) 厚生労働省が定める疾病等の場合

多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る））・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮、シャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化症全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態

(2) 悪性腫瘍の終末期

(3) 主治医より「特別訪問看護指示書」が交付された場合

その他の費用

死後の処置料	22,000円（消費税込み）
--------	----------------